

令和6年2月26日

津山市水道局建設工事等入札参加資格者 各位

津山市水道局

津山市水道局建設工事等入札参加資格者格付要領
の変更について（事前周知）

この度の通知は、令和8年度津山市水道局建設工事等入札参加資格者格付けの実施に向けて、要領の内容を変更するにあたり、入札参加者資格者の皆さまへ事前に変更内容をお知らせするものです。つきましては、下記の変更点を熟読のうえ、令和8年度の入札参加資格者格付けに備えていただければと存じます。

記

1. 2能力評定数値（1）能力評定数値の合計数値による等級格付けを定める表の内容変更について

【変更前】

評価点数	職員雇用最低基準	等級
750点以上	1名以上の1級土木施工管理技士を置いていること。	A
700点以上～750点未満		B
650点以上～700点未満		C
600点以上～650点未満		D
600点未満		E

※ 1級土木施工管理技士は、配水管技士又は配水管技能者及び給水装置工事主任技術者と兼ねることができる。

【変更後】

評価点数	職員雇用最低基準	等級
750点以上	1名以上の1級土木施工管理技士を置いていること。 <u>2名以上の配水管技能者を置いていること。</u>	A
700点以上～750点未満	<u>1名以上の配水管技能者を置いていること。</u>	B
650点以上～700点未満		C
600点以上～650点未満		D
600点未満		E

※ 1級土木施工管理技士は、配水管技士又は配水管技能者及び給水装置工事主任技術者と兼ねることができる。

※ 配水管技能者とは、日本水道協会が実施する「配水管工技能講習会（小口径管）」を修了し、「耐震継手配水管技能者」として、日本水道協会の「配水管技能者名簿」に登録された者をいう。

2. 2能力評定数値（3）主観的事項における数値の変更について

①公道修繕工事加点

- ア. 重機掘削を伴う公道修繕については1件につき3点を加点する
- イ. 当日に修理対応した事業者については1件につき2点を加点する
- ウ. 上記ア、イ以外の公道修繕の場合は1件につき1点を加点する
- エ. 加点の上限を50点とする（現行は30点）

- (例) 重機掘削を伴う公道修繕を当日実施した場合の加点は5点
重機掘削を伴う公道修繕を後日実施した場合の加点は3点
重機を必要としない修繕を当日実施した場合の加点は2点
重機を必要としない修繕を後日実施した場合の加点は1点

②修繕工事に伴う待機に関する契約不履行による減点

- ア. 待機当番予定表に基づく待機期間中に出勤不履行があった場合は1回につき10点を減点する

※上記①②の対象となる期間については、評価年度直前2箇年となる令和6年4月1日から令和8年3月31日です。